

関西国際空港 / 大阪国際空港 における小型無人機等の飛行に関する通報書（公務用）

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項の規定により
通報します。

関西エアポート株式会社 殿

公務操縦者

氏名

小型無人機等の 飛行を行う日時	年 月 日 飛行開始時刻 時 分 飛行終了時刻 時 分
小型無人機等の 飛行を行う目的	
小型無人機等の 飛行に係る区域	
航空局より発行された 許可番号	
公務操縦者	氏名 : 生年月日 : 年 月 日 住所 : 電話番号 :
公務操縦者の勤務先	名称 : 所在地 : 電話番号 :
小型無人機等の飛行を委 託した国又は地方公共団 体の機関	名称 : 事業所の所在地 : 担当者の氏名 : 電話番号 :
機器の種類	
機器の特徴	製造者 : 名称 : 製造番号 : 登録記号 : 色 : 大きさ : 積載物 : その他の特徴 :

<p style="text-align: center;">外観</p>	<p style="text-align: center;">(写真)</p>
<p style="text-align: center;">備考</p>	

- 備考
- 1 公務操縦者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
 - 3 操公務縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
 - 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
 - 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第2条各号に掲げる機器のいずれかに該当するかを記載すること。
 - 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
 - 7 登録記号欄には、航空法第132条の4第3項の規定により小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号が通知されている場合にのみ、当該登録記号を記載すること。
 - 8 不要の欄は、斜線で消すこと。
 - 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。